

備 考

平成30年3月31日現在において、次の表の左欄に掲げる所属に勤務を命ぜられている者で、別に辞令を發せられないものは、同年4月1日付けで、それぞれ現に有する職名をもって、同表の右欄に掲げる所属に勤務を命ぜられたものとする。

総務部 統計課	総務部 統計分析課
健康政策部 国保指導課	健康政策部 国民健康保険課
地域福祉部 障害保健福祉課	地域福祉部 障害福祉課